

平成26年度大磯町教育委員会第8回定例会会議録

1. 日 時 平成26年11月20日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時45分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
藤 家 崇 教育長
相 田 輝 幸 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 0名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第18号 平成26年度大磯町教育委員会の点検・評価について
議案第19号 平成26年11月補正予算における教育委員会予算要求について
議案第20号 平成26年12月補正予算における教育委員会予算要求について
8. 協議事項
協議事項第1号 大磯町いじめ防止基本方針（素案）について
9. 報告事項
報告事項第1号 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
報告事項第2号 国府学童保育クラブの法人委託について
報告事項第3号 町立幼稚園の応募状況について
報告事項第4号 大磯町合併60周年記念事業いそっこフェスティバルの結果について

10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立しました。なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により、傍聴を許可したいと思います。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、10月定例会開催後の平成26年10月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。10月18日から19日にかけて、第61回おいそ文化祭を町内各地で開催、また、大磯中学校、国府中学校においても文化祭を開催し、多くの方々にご来場いただきました。同じく、10月18日大磯町合併60周年記念事業いそっこフェスティバルを国府小学校にて開催し、楽しくも愛らしい演技に心が和まされました。10月25日防災講演会が開催され、防災ミッションに参加した中学生代表の生徒が、被災地体験学習の発表を行いました。11月1日大磯町小・中学校音楽会を平塚市民センターで開催しました。11月2日大磯町合併60周年記念シンポジウムが海の見えるホールで行なわれ、合併60周年を祝うと共に、将来の大磯町の発展を願い、盛大に開催されました。11月3日湘南国際マラソンが開催され、2万人以上のランナーが湘南の海を背景に走り抜きました。秋のイベントシーズンでもあり、委員の皆様には、様々なイベントにご来場いただきまして、ありがとうございました。その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。

付議事項第18号 平成26年度大磯町教育委員会の点検・評価について

学校教育課長) それでは、平成26年度大磯町教育委員会の点検・評価について、前回の定例会でご協議いただきました内容を踏まえて修正した点についてご説明いたします。修正箇所は、アンダーラインと訂正線の部分となります。はじめに、42ページをお開きください。41ページから続く①教職員の研究・研修の評価について、A評価とC評価で調整した結果、A評価が妥当である。としました。続いて改善事項等について、2点目の文章の訂正線部分を削除し、交流や研究・研修への参加により得られたノウハウを咀嚼し、研修の成果を出すために、各校は職員間の縦横に壁を作らず、お互いに協力、補完しあう体制づくりの構築が大切である。としました。次に、②ICTの整備・活用の評価について、A評価とC評価で調整した結果、A評価が妥当である。としまし

た。続いて改善事項等について、2点目の文章の2行目の終わり、研修を行うとともに、学生ボランティアや保護者を活用するなどの工夫も必要である。としました。次に、43ページをご覧ください。③中学校給食の検討の評価について、A評価とB評価で調整した結果、A評価が妥当である。としました。次に、④児童・生徒の体力向上の評価について、5点目の文章を県内で大磯町だけがボランティアに依頼していた武道指導の講師謝金を予算化した。としました。44ページをお開きください。1点目の文章を武道指導講師による授業の組立てにあたっては、教職員との協議・調整が十分されていたとはいえない。としました。評価は、B評価とC・D評価で調整した結果、B評価が妥当である。としました。続いて改善事項等の4点目の文章を年齢やレベルに応じた体力向上の取り組みを各校情報共有していく努力が必要。としました。次に、48ページをお開きください。②放課後児童健全育成事業の充実の評価について、B評価とC評価で調整した結果、B評価が妥当である。としました。改善事項等については、3点目の文章を保護者が安心して働けるよう、ニーズにあった国府学童保育所となることを望む。としました。4点目の文章の一行目の後半、一つは国府学童保育所の運営方法の検討、としました。次に、49ページをご覧ください。改善事項等の2点目の文章を引き続き、周知を徹底するほか、他の教育施設の有効活用について検討する。としました。次に、50ページをお開きください。上から3点目の文章を調査に寄せられた要望等に対し、しっかりとした対応を取ることを望む。としました。次に、53ページをお開きください。①大磯町生涯学習推進計画の進行・管理の改善事項等について、4点目の文章を148もある事業の把握を報告だけに頼らず、職員自ら確認すべきと考える。としました。次に、54ページをお開きください。③人権啓発活動の推進の改善事項等について、1点目の文章の最初の部分を削除しました。次に、55ページをご覧ください。⑥対象年代ごとに特色ある学習機会の提供の改善事項等について、2点目の文章を各種講座に協力していただける人材は、まだまだ潜在している。としました。訂正箇所については以上です。

質疑応答)

曾田委員) 前回、この点検の内容をしっかりと読ませていただきましたが、一貫して担当の皆さんが大変遠慮されて書いているというか、謙虚に文章を書かれているという思いをしておりますので、逆に私たちがしっかりこれを見ながら、今後やっていくべきだろうというふうに感じました。今回こうして見ますと、そういう意味で私たちも仕事の中身がさらによくわかりました。また来年度に向けてきちっとやっていただけるよう強く感じた内容だと思っております。

委員長) この点検・評価については、かなり揉んできた内容で、最終的な形ができ上がるなという状況だと思います。点検・評価というと、これは公表されるという意味で、正しく見て評価しようということに努力してまいりました。ここで結果が出た中で、これでやれやれ終わりというのではなくて、やはりこれから今回の評価の狙いをどのようにつなげていくかということが重要だ

と思います。毎年この点検・評価ができ上がる時期になると、必ずその一言が出てくると思うのですけれども、今回も改めて、今後の私たちの教育委員会の教育行政にプラスにしていくという考え方で、この点検・評価の作成を終わりにしていきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第18号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、平成26年度大磯町教育委員会の点検・評価については原案どおり承認をいたします。

付議事項第19号 平成26年11月補正予算における教育委員会予算要求について

子育て支援課長) それでは、平成26年11月補正予算における教育委員会予算要求の子育て支援の部分について、ご説明いたします。始めに、11月の補正予算につきましては、人事院の給与改定勧告等を踏まえて同時に提案されます大磯町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費の部分を補正するものとなっております。今回12月の議会へ、子育て支援課より保育園の臨時職員の賃金について、補正予算を要求したところ、財政課との調整の結果、この11月の補正予算に計上することとなりました。まず、歳入についてですが、今回歳入についての補正はございません。次に歳出についてですが、先程ご説明しましたとおり、臨時職員賃金の増額の1点のみとなります。こちらは、民生費、児童福祉費の中の保育園費で、保育園運営事務事業の賃金の保育園臨時雇賃金の増額となります。増額の主な理由といたしましては、3点ほどございまして0歳児の4月からの入園児数が見込みより多かったことと、2歳児クラスに7月まで支援が必要な児童が在園していたこと。また、4歳児クラスに支援を要する児童が在園していることがあげられます。ただし、1歳児クラスの職員の配置基準の見直し、国基準に合わせたや人事異動による職員配置の見直し。また給食調理員の任期付職員としての採用などにより減額される部分もありますので、保育園の臨時職員について全体的な調整した中で最終的に不足した部分について、補正予算として計上させていただきました。

質疑応答)

委員長) 全体を調整して不足分について要求するものですので、特に問題はないと思います。以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第19号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第19号平成26年11月補正予算に

おける教育委員会予算要求については原案どおり承認をいたします。

付議事項第 20 号 平成 26 年 12 月補正予算における教育委員会予算要求について

子育て支援課長) それでは、平成 26 年 12 月補正予算における教育委員会予算要求について子育て支援課の部分について、ご説明いたします。まず、歳入ですが、今回 4 点ほど補正がありますが、全て歳出の増額に伴う、国及び県の補助負担分の歳入の増額となっております。1 点目ですが国庫支出金の国庫補助金、幼稚園費補助金で、私立幼稚園就園補助金の補助要綱の改正等による歳出の増額に伴う国負担分の増額となります。就園補助の増額については、歳出のところでご説明いたします。次に 2 点目の県支出金の県補助金、児童福祉費補助金のうち、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金につきましては、歳出の扶助費の増に伴う、県負担分の増額となります。3 点目も県補助金で、児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、補助単価等の見直し等により委託料の歳出の増額に伴う、県負担分の増額になります。4 点目も県補助金で、こちらも児童福祉費補助金で安心こども交付金事業費補助金の増になります。こちらは、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて平成 27 年 4 月より開所を予定しております、小規模保育設置促進事業補助金を新たに支出することになりましたので、それに対する県負担分の増額となっております。次に歳出についてですが、今歳入で説明した 4 つの補助金に係る歳出の増額と、債務負担行為の設定となっております。まず、1 点目は、民生費、児童福祉総務費で、ひとり親家庭等医療費助成事業の扶助費の増額となります。ひとり親家庭の医療費につきましては、ここ数年増加の傾向にあり、また 1 人当たりの単価も上昇しておりますので、その辺りも踏まえて見込額を算出した結果、扶助費の増額となっております。2 点目も同じ児童福祉総務費で、放課後子どもプラン事業の委託料の増額となります。こちらは、現在放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育については、社会福祉協議会及び国府学童の保護者会へ事業を委託しておりますが、この委託料については、県の補助基準に基づき委託料を設定しております。ですので、こちらについては県の補助金の単価等の改正がありましたので、それに合わせて委託料を増額するものです。また、放課後児童健全育成事業委託料につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、国府学童保育所の委託料について債務負担行為を行います。国府学童保育所については、今年度保護者会の要望により法人委託化に向けて事務を進めているところで、プロポーザール等を実施する中で、学童保育を継続的に安定して運営できるように財源等を担保する目的で行います。具体的には、この 12 月補正で予算付けされる訳ではなく、平成 27 年度以降の 3 年間についての予算措置を確保

するものです。3点目は、同じ民生費ですが保育園費の保育園待機児童対策事業の負担金補助及び交付金の増額になります。こちらは新規の事業で、平成27年4月より施行されます子ども・子育て支援新制度に合わせて、特定地域型保育事業の一つであります小規模保育事業を実施する事業者が出てきましたので、その準備のための施設改修費等への補助を行うために小規模保育設置促進事業補助金を創設し、その補助額を増額補正するものです。次に4点目は、教育費の幼稚園費、私立幼稚園就園補助事業の負担金補助及び交付金の増額となります。こちらについては、毎年国の補助要綱の改正に合わせて町の補助要綱を改正しているものですが、今回新たに補助限度額の階層区分の上限額の見直しが行われ、その新たな階層に該当する対象者が見込みより多かったため、補助額を補正するものです。具体的には、今までは町民税所得割額が21万1,201円以上の場合は、第3子のみが補助対象となっていたものが、今年度より第2子も補助対象となっております。

学校教育課長) 続きます、学校教育課の補正予算要求について説明します。予算科目は、教育費、中学校費、学校管理費、事業名は、国府中学校体育館等改修事業、委託料、設計委託料となります。補正理由・内容については、今年度を実施しました国府中学校体育館の耐震診断の結果を踏まえて、耐震工事並びに改修工事を行うための設計を実施するものです。なお、本事業は、平成26年度中に完了しない見込みであるため、平成27年度へ繰り越して予算を執行できるように、繰越明許費として設定します。

生涯学習課長) 生涯学習課です。予算科目は社会教育費、社会教育総務費。事業名は文化財保護事業、負担金補助及び交付金となっております。補正理由としては、神奈川県指定天然記念物である鷹取神社の社叢林のうち、倒木の可能性のある2本の樹木を剪定・伐採するためのものです。全体経費のうち、3分の1を神奈川県から交付される補助金で賄い、残りの2分の1ずつを町補助金と所有者で負担をいたします。説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) 歳出の教育費、幼稚園費、私立幼稚園就園補助事業のところですが、私立幼稚園とは、こいそ幼稚園のことですか。

子育て支援課長) こちらにつきましては、町内という訳ではなくて、町外に通われている方も対象となっておりますので、こいそ幼稚園も含む形で、その他町外の私立幼稚園に通われている方も対象となっております。

中野委員) わかりました。町外に出られる方が見込みより増えたということでしょうか。

子育て支援課長) 増えたというわけではなくて、補助の対象となる方が増えたということで、全体数としては、それほど変わってはおりません。

中野委員) 第1子のみならず、第2子も対象となるということですね。

委員長) 要綱も改正に伴って、今回補正を出すという必要な内容がでてきているということですね。以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第20号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第20号平成26年12月補正予算における教育委員会予算要求については原案どおり承認をいたします。

協議事項第1号 大磯町いじめ防止基本方針(素案)について

学校教育副課長) 協議事項第1号 大磯町いじめ防止基本方針素案について、ご協議をお願いいたします。このことにつきましては、昨年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づき、国や県の定めた基本方針を参酌して、大磯町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために町の基本方針を策定するものです。いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、学校はもとより社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、大磯町庁議規程の規定に基づき、大磯町いじめ防止対策検討会議を設置して、基本方針の素案について検討してきました。本日は、その検討会議の素案についてご協議いただきます。それでは、資料の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。全体の構成としましては、県の基本方針に習い、ローマ数字のⅠにいじめやいじめ対策についての基本的な考え方、ローマ数字のⅡに基本的な施策と措置を記述しました。この部分につきましては、町が実施するもの、教育委員会が実施するもの、学校が実施するもので分けて記述しています。ローマ数字のⅢは、法で言う重大事態への対処について、ローマ数字のⅣでいじめの防止等を推進する体制・組織について記述しました。目次のあと、はじめにから1ページが始まります。大磯町では自治基本条例を制定しており、大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望を抱き、健やかに成長することができるまちづくりをまちづくりの基本の一つとしていますので、はじめにでは、今回策定する基本方針に基づくいじめの防止等の取り組みを、1ページ最後の段落にありますように、町・学校・地域・家庭その他の関係者の理解と連携により推進していくとしました。2ページのいじめの定義につきましては、法の規定のとおりにとらえています。3ページのいじめ対策の基本理念に、枠の中に記載した5項目を掲げているのは県の基本方針と同様です。3ページ4のいじめの防止等に関する対策の基本的な考え方は、6つの視点に整理しています。(1)未然防止(2)早期発見(3)早期対応・早期解決(4)学校と家庭との連携(5)関係機関の連携(6)学校と地域との連携で、6ページからの基本的施策・措置も、この基本的な考え方に基づくものです。6ページの大磯町として実施する施策として6点挙げました。(1)財政上の措置、人的体制の整備等の必要な措置を講ずること(2)いじめに関する相談・通報を受け付ける体制を整備すること(3)学校・家庭・地域・関係機関・団体の連携を強化すること(4)教職員の資質向上及び心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の確保に努めること(5)ネットいじめに対する対策を推進すること(6)いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動を行うことです。7ページ大磯町教育委員会が実

施する措置の1点目、いじめの未然防止のための措置として、現在も取り組みを進めている、分かる・楽しい授業づくりや地域ふれあい学習推進事業、人権教育研究事業を、町独自の取り組みとして挙げました。2点目の早期発見のための措置には、教育支援員や指導協力員などの町の臨時職員の配置により、子どもを見守る体制を充実することや、いじめ問題への各学校の取組状況を毎月開催している管理職の会議で把握することなどを記述しました。3点目の早期解決のための措置には、学校からいじめの報告があったときの、教育委員会が実施する措置を、4点目の家庭・地域・関係機関・団体との連携では、既存の大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会や青少年健全育成連絡会等を活用した関係機関・団体の連携強化を記述しました。8ページから12ページは、学校が実施する措置になります。法第13条では、すべての学校に対し、学校基本方針の策定を義務付けています。本年度の始まりに間に合うように、大磯町立学校では策定を完了しています。学校が実施する措置につきましても、基本的には、未然防止、早期発見、早期解決、連携といった考え方に基づいて行うことになります。各学校では、町の基本方針策定を待たずに、国や県の基本方針を参考に学校基本方針を策定していますので、今回、町の基本方針が策定されましたら、再度、町の基本方針も参考に策定済みの学校基本方針の見直しをお願いします。12ページからは、重大事態への対処についてです。まず1のいじめの重大事態のとりえですが、重大事態かどうかの判断の考え方と、原則として学校が判断することを記述しました。2は、大磯町教育委員会及び学校による対処です。

(1) 重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告します。(2) 教育委員会または学校は、法の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、事実関係を明確にするための調査を行います。学校と教育委員会のどちらを調査の実施主体とするかは、教育委員会が判断します。(3) 調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。(4) 調査結果は町長に報告します。(5) 当事者以外の児童・生徒や教職員への心のケアについても、必要に応じて心理や福祉の専門家の支援を受け、適切に行うようにします。14ページ3、大磯町長による再調査等については、学校または教育委員会が実施した調査について、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると町長が認める場合、町長部局に設けた附属機関が再調査を実施します。15ページからはローマ数字IV「いじめの防止等を推進する体制」で、1は学校におけるいじめの防止等のための校内組織について記述しました。16ページの2は仮称大磯町いじめ問題対策・調査委員会についてです。町の基本方針に基づく対策を実効的に行うための審議を行うとともに、重大事態の調査を行うために、教育委員会に附属機関として仮称大磯町いじめ問題対策・調査委員会を設置します。弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家、学識経験者、人権擁護委員、PTA代表者、県教育委員会指導主事等を構成員として考えています。最後に17ページ3はいじめ問題再調査会についてです。町長が必要と認めた場合に再調査を行うため、町長部局に附属機関として仮称大磯町いじめ問題再調査会を

設置します。長くなりましたが、以上が基本方針素案の概要になります。今後の予定につきましては、町の政策会議への報告、議会への情報提供を経て、年明けにパブリックコメントの実施、その後必要な修正を加えて、年度内に基本方針を確定していきたいと考えています。

質疑応答)

曾田委員) いじめということで、定義がなかなか難しいのですが、ここでは児童・生徒ということで表現されていますので、その範囲内でお答えいただければと思います。いじめと犯罪と、その区別をどこに置いたらいいかわからないのですが、この2ページの四角に黒点がございしますが、金品をたかられる、これはいじめに入るのかどうか。犯罪に近い。それから、盗まれたりとか壊されたりというのは、これは犯罪に入ると思うのですが、これを一緒くたにいじめとして表現していいのかどうか。この辺は幼児と生徒との区別も、中学校以上の問題もありますし、大学生というか、もうちょっと年齢が高い人たちの場合と、こういう表現でいいのかどうか、少し心配しておりますので、その辺を教えていただきたいと思います。

学校教育課副課長) いじめの定義と、犯罪行為に関係するような行為が、いじめの中でどう整理されているのかというご質問だと思いますが、2ページの1・いじめの定義の中に枠囲みで、例えばということで具体的ないじめの対応を示しています。ここにありますように、下から4点目、金品をたかられるあるいは、金品を隠されたり、盗まれたりというような表現も出てきます。いじめは、本当にいろいろな態様があると思いますので、ここでいじめと定義している行為の中で、やはり犯罪行為に当たるようなものも含まれてくるといふふうに思います。いじめという行為の中には、犯罪に当たるようなものもあるだろうという解釈です。その考え方に基づいて、今回の基本方針でもいじめの早期解決のための措置として、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき、警察と連携して対処していくということを基本方針の中にも明示しました。

曾田委員) わかりますけれども、例えば金品をたかる、これもわかりますし、隠したりもわかるのですが、それがエスカレートしていくことも踏まえて、盗まれたというのは、最初からいじめには入らない。いじめの延長かもしれないけれども、目的が違うと思うのです。年齢が低いからといって、これがいじめに入るかどうかというのは、今の時代は世間で大変問題になっているので、この辺もう少し整理していいのかなど。壊されたりというのは、いじめみたいですが、そうでもない部分もありますので、もう少し、この辺は大事なことだろうと思いますので、盗まれたりがいじめに入るのかどうか。この辺は非常に微妙なんですね。難しいことなので躊躇しておりますけれども、もう一回考えてもいいのかなという気はものすごくある。ほかのことは別にして、この辺は気になっているところです。

学校教育課副課長) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものも含まれてくるといふ基本的な考え方は、文部科学省が定めた国の方針の中にも、一応そのような捉えで考えていくということになっておりますので、それに

基づいて、大磯町、大磯町教育委員会としても、犯罪行為に当たるようないじめも考えられるであろうという解釈です。

曾田委員) 枠を大きくしているわけですね。そういう捉え方であれば、わからないことはないです。少し気になったものですから、質問させていただきました。

委員長) 今の部分で、この四角い枠で囲った具体的な例について、これは大磯町だけが具体的に示しているのでしょうか。いろいろな教育委員会でも基本方針が出てきていると思うのですけれども、これは具体的にわかりやすく良いと思っていますが、今、曾田委員から質問があった内容を聞きますと、やはり具体的に書くことで限定されてしまうのではないか。あるいは、このことについてはどうかという疑問が出てきたので、これは大磯だけがこのようにしているのでしょうか。

学校教育課副課長) これは、国が昨年 10 月 11 日に、国としていじめの防止等のための基本的な方針を示した中に、全く同じ表現で例示されている、具体的に次のようなものがありますというふうに例示されているものですので、多くの自治体、教育委員会で基本同じような捉えで基本方針の表現はされていると思います。

曾田委員) もしそこまで言われるのであれば、国だからそれが正しいということにはならないと思います。文言の改正があったっていいと思います。ですから、例えば委員長が言われましたように、金品を隠したり、壊されたり、捨てたりするということはわかりますが、盗まれたりというのは、いじめを超えていると思います。この辺はずっと気になります。だから、必ずしも国の表現で、1 行欠けたっていいと思うんです。文科省のお役人もそこまで考えてないで書いていると思いますので、それが、みんな国がやったからわかったということになってはいますけれども、私も国のそういうのを見ていますので、その辺は余り考えていないだろうなという気はします。

学校教育課副課長) 今、枠の中の具体的な態様について目がいっていますけれども、まずその前の段階として、法の規定でいじめの捉えが枠の上書いてありますけれども、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいじめとして捉えるというのがベースにあります。

曾田委員) それはわかっています。

学校教育課副課長) そうしたときに、委員がおっしゃっていることは、いじめがあり、いじめの範疇を超えたものとして、犯罪に当たるような行為があるだろうというご指摘をいただいていると思うのですけれども、今回の定義については、いじめを大きく捉えていて、その中に児童等が心身の苦痛を感じているもの全部をいじめと捉える中に、犯罪行為に当たるようなものもあるだろうというのが、今回の捉えになっています。

曾田委員) 同じですね。こだわっているのは、何も盗まれたりは載せなくてもいいのではないかと言いたいのです。これ一つなくたって文章は全部合っている。それから、今新しい、ネット上における誹謗中傷も、これはもう本当のいじめですね。そういうふうに見ていくと、なぜかというと、ここに細かいけれど余計なものも入っているのではないかと私は思っているのです。た

ったそれだけです。大磯町は、これは国がやっているから載せるんだという、それは悪いことではございませんが、何も国のまねはしなくてもいい。一言抜けていたっていいと思うのです。除いてもいいと思うんですけど、意見ですから、それ以上は、これで打ち切ります。

学校教育課副課長) どの部分からが犯罪行為となるかという判断も、なかなか難しいと思います。例えばこの例示している中の4つ目に、ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりするというのがありますが、これも場合によっては十分犯罪行為として取り扱われるべきものだと考えます。そういったときに、具体的ないじめの態様として、どこまで、どのような表現で書いたらいいのかということ、またご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

曾田委員) 金品を隠すまではいじめも入っています。盗む行為は違うんですよ。いじめじゃないんです。目的は最初から盗む。と私は思っています。法律上の解釈で、盗むことをいじめだなんて世間には通用しません。それから、たたいたりするのは、だんだんエスカレートしていきますから、これもわかります。青年たちもよくけんかして、警察を呼んで、そこでやりとりもあります。そういうのはたくさん見てきていますのでね。すごく細かいことを言いましたけれども、国の表現の中に、金品を隠したり壊したり、それから捨てられたりするということに、盗まれるのはわざわざ載せなくてもいいのかなという小さな疑問だけです。

委員長) ほかにご意見いかがでしょうか。

中野委員) 7ページ、大磯町教育委員会が実施する措置として2番目、いじめの早期発見のための措置の上のところ、児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図りますとあります。それとあわせて、16ページの2番のところ、大磯町いじめ問題対策・調査委員会のところに調査委員会を設置しますとあります。このようにうたう以上は、地域住民が通報しやすい方法、こういう委員会があって、こういう措置をとりますというのを、文章ではなくて図式化したもの、プロセスをわかりやすく表現したものを、ホームページなどで公開して、まず、いじめを発見したらここにお知らせくださいみたいなものが将来的にはできればいいと思っています。やはり近い人は見逃しがちで、どこの地域もそうですけれど、帰宅時、地域の人がよく見守ってくださっています。私も犬の散歩をしながら、友達のランドセルを持たされている子はいないかなど、見えています。そういう地域の人たちが、あれはおかしいなと思ったときに通報しやすい形、それこそ委員会の見える化の一つにつながると思います。そういった形があると良いと思います。

学校教育課副課長) ありがとうございます。今、このような形で基本方針の策定作業に入っていますが、基本方針ができましたら、7ページにも広報啓発活動について少し記しましたけれども、やはり町民全体で意識を高めて取り組んでいくためには、知っていただくということが重要になってきますので、今ご指摘いただきましたように、どのように広報していくのか、啓発活動をしていくのかというところは、また基本方針ができた後の段階として大切に扱っていきたいと思います。

委員長) この基本方針は、ホームページでいずれ公開していく内容です。そういう中で、これを見れば町の体制がわかるわけですが、具体的な、今、中野委員の提案されたような方法についても、どこかでわかるようには示すことが必要と思います。それから、もう一つ別の件なのですが、16 ページのところの黒ポツが並んでいる中で、いじめ事案に係る記録と情報の共有というのがあります。ここで記録という言葉が出てくるのですけれども、実際にいじめの案件が出てきた場合に、文書として記録がつけられているわけですよ。その管理等については、やはり適正にしていけないといけない部分だと思います。個人情報・プライバシーについて記載される内容だと思います。これについても、基本方針の中で謳うかどうかは別として、やはり管理についてどうしていくかということも、学校等々、教育委員会の中でも確認する必要があるのではないだろうかと思っています。ほかの教育委員会の公開されているいじめの基本方針を見ていくと、中に管理について文章にしているところもありますし、ないところもあります。これは係る児童や保護者にとっては重大問題だと思いますので、その辺について、どこかで書くようにしていただけたらと思います。

中野委員) 今、委員長がおっしゃったその部分に賛成で、14 ページの重大事件に発展してしまった場合のところですが、14 ページの上の3段落目、個人のプライバシーに配慮した上でと書いてあり、2 段落目、個人のプライバシーや情報発信ということが書いてありますが、やはりこのところは気になります。個人情報というものをいかに扱うかということも、十分配慮しなければいけないなと思いました。

委員長) では、今まで出ました意見を踏まえて、策定作業を進めていただきたいと思います。では、この件は終了します。

報告事項第 1 号 平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

学校教育課副課長) 10 月の教育委員会定例会が開催されました 10 月 16 日に、文部科学省と神奈川県教育委員会から、全国と神奈川県の調査結果が公表されましたので、お手元の資料のとおり、全国・神奈川県の結果に加え、大磯町の状況をご報告いたします。まず、資料 1、全国の状況です。1、暴力行為は国公立の小・中・高等学校の状況になります。発生件数は 59,345 件です。今回調査から高等学校の通信制課程が対象として含まれていますので、前年度との単純比較はできませんが、約 3,300 件の増加となっています。校種別では、小学校が約 2,600 件、中学校が約 2,000 件の増加です。形態別では、生徒間暴力が最も多く、6 割近くを占めている状況は変わりません。2、いじめにつきましても、小・中・高・特別支援学校全体で、認知件数が 185,860 件、こちらも高等学校の通信制課程が対象として含まれていますので、前年度との単純比較はできませんが、前年度より約 12,000 件の減少となっています。いじめの現在の状況で解消しているものの件数の割合、解消率は 88.1% で、前年度より若干減少しています。3、不登校につきましても、小・中学校の合計が 119,617 人で、前年度より約 7,000 人増加しています。不登校児

児童生徒数の在籍者数に占める割合、出現率は、小学校 0.36%、中学校 2.69%となっています。次に、資料 2、神奈川県 の状況です。1、暴力行為の発生件数は、前年度より 1,121 件増加し 7,390 件でした。小学校は前年度より 889 件増加して 2,518 件、中学校は前年度より 305 件増加して 4,423 件でした。特に、生徒間暴力が増加しているようです。2、いじめにつきましては、認知件数が前年度より 106 件減少して、6,819 件でした。前年度の調査から、小学校の認知件数が中学校の認知件数を上回っています。3、不登校につきましては、前年度より 444 人増加し、8,998 人でした。過去 5 年間は減少傾向にありましたが、今回は再び増加しています。最後に、資料 3、大磯町の状況です。まず、暴力行為の発生件数は、分校を除くと小学校での発生はなく、中学校では 4 件です。この 4 件は、形態別では生徒間暴力に該当しません。対人暴力は無く、対教師暴力と器物損壊はすべて分校での発生となっています。現在、小中学校の状況は、全体としては落ち着いていますが、今後も児童生徒の人間関係づくりに向けた取り組みを求めています。いじめの認知件数は 18 件で、小学校・中学校共に前年度よりも減少しています。いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こる可能性があるものという基本認識を持ち、安易に認知件数の総数の増減にとらわれることなく、いじめ問題への対応を進めていくことが必要と考えています。教員の、いじめに対する意識が高まり、同時に子どもたちへ丁寧にアンケート調査等を実施していくことにより、今後は一定程度の認知件数がカウントされることが自然なことと考えられます。資料の中段右側、いじめの解消率については、前年度と比較して数字上は低くなっています。このことにつきましては、教員から見て、一見解消したかと思われるケースについても、再びいじめとなるのではないかという意識を教員が持ち、継続して見守る体制を続けるようにしており、一定の解消が図られたが、継続支援中のものとして計上しているため、このような結果となっています。解消しているものと、一定の解消が図られたが、継続支援中のものを合わせた改善率は、100%になっています。続いて、不登校の児童・生徒数ですが、小学校は前年度より 4 名の減少で 8 名、中学校は 8 名の減少で 9 名となっています。小中学校ともに、病気欠席者を含めた年間 30 日以上欠席の長期欠席者数全体が減少しています。一番下の学年別の表をご覧くださいと、小学校の 8 名は前年度も不登校であったことが分かります。学校の取り組みにもかかわらず、不登校期間が長くなっているケースはそれだけ対応が難しくなっていると理解できます。不登校についても早期対応が求められます。学校では、教育相談コーディネーターを中心に、チームとして不登校傾向の児童・生徒を把握するとともに、必要に応じて関係機関を含めて協議して対応しています。学校教育課としましても、各月 3 日欠席調査や学期ごとの長期欠席者調査、県による問題行動等短期調査により状況把握に努め、必要に応じて指導主事が学校への状況確認、助言を行っています。また、児童生徒本人の課題だけでなく、家庭に送り出す力が乏しいケースや、家庭環境が複雑なケースなどが増えており、スクールソーシャルワーカー等による福祉的アプローチの必要性が今後さらに求められるようになるのではないかと感じています。最後に、不登校の児童・生徒に個別的な対応をするという考え方だけではなく、新たな不登校児童・生徒を生まない

という未然防止の観点から、現在も取り組みを推進している、分かる・楽しい授業づくり、全ての児童・生徒に居場所のある学校づくりによる効果にも期待していきたいと考えています。

質疑応答)

中野委員) 感想ですが、先ほどいじめと犯罪の区別というか、線引きがどこにあるかというお話がありました。いじめはもう既に犯罪だと思っています。対象が子どもであるから、いじめという表現を使っているだけであって、これは立派な犯罪だと思っています。そういう観点からデータを見ますと、小学校のいじめの件数がものすごく増えているなという印象を受けました。これは犯罪の低年齢化に伴うものなのかなという感想を持ちました。それからもう一点、先ほど小島副課長からお話がありました大磯町のいじめの解消率のところですが、23年度の中学校と24年度の小学校・中学校が100%になっている。これにはずっと疑問は持っていました。100%ってあり得るのかなと。今、説明いただいて、継続支援を含む数が100%になっているということで理解いたしました。60%とか70%というのが一番正直なパーセントで、誠実に対応していただいているんだなという印象を、逆に受けます。

委員長) 昨年もこの時期にこの調査について数字を示していただきました。そのときに解消率と改善率という言葉が出てきて、少しやりとりがあったと思うのですが、今回このいじめの部分の解消率のところ、数値が下がりましたが、改善に向かっている内容も加えれば100%になる。何もかもが全て解消しているわけではないということがわかりますが、なかなかすぐに解消されなそういう数字についてもこれからも補足して説明していただくのがいいと思いました。この並んだ数字を見て、去年より少ないとか、多いとか、表面的なものを理解する一方で、子どもたちの家庭の問題、あるいは学校の生活の中で抱える問題、あるいはいろんな諸問題が低年齢化しているという状況の中で、社会の問題というのものもあるのかなという気がします。そういった中で、学校の先生方がどんなふうに対応していくのかというのを、ここにまた課題を見出すきっかけになる資料だと思います。子どもたち、幼いのにさまざまな問題に直面し、苦痛を感じるということは、学校現場からはなくしてほしいというふうに考えています。

濱名委員) この不登校の原因ですが、把握されているのでしょうか。

学校教育課副課長) ここに本日ご報告させていただいているのは、データとして大磯町の傾向として、全体の数字をお知らせしている状況です。もちろん個別のケースについて把握はしております。例えば小学校ですと、本人に係る状況でなかなか集団になじみにくくて、そういう本人の特性があって、その日の気候や本人の体調によって登校が左右されるというような具体的なケースも聞いていますし、意外と多いのが、親子関係をめぐる問題が背景にあるということも把握しています。それから、中学校では、病気による欠席が最初きっかけになっていて、その後不登校になっていくというような事例。あとは、学校関係ではいじめを除く友人関係をめぐる問題。友達関係をなかなかうまく構築できないというようなことがきっかけとなって、不登校になって

いるという数字があります。ただ、個々のケースを見ていきますと、これ一つというふうに明確にはなかなか言い表せないケースが多いとも言えます。そこがなかなかはっきりしないから、不登校への対応の難しさがあるということも言えると思います。

報告事項第 2 号 国府学童保育クラブの法人委託について

子育て支援課長) まず、国府学童保育クラブの法人委託への背景といたしまして、平成 24 年 12 月に国府学童の保護者会より、学童保育の運営について役員への負担が大きいことから、法人への委託等についてご質問をいただき、平成 25 年 3 月に子育て支援課長名で回答書をお出ししております。その中で、保護者の負担軽減は課題であるとの認識のもと、大磯学童の委託の状況や保護者会との話し合い、また町の財政状況等を踏まえて、今後の流れについて回答しております。今後の流れといたしましては、平成 25 年度は、町と保護者会で意見交換等を行い法人委託に向けて調整を進め、平成 26 年度に具体的な委託先を募集し選定を行い、平成 27 年度より法人委託を開始するという流れになっており、町としては、この考えた方に基づき進めております。その後は、資料にありますとおり、平成 26 年 3 月には、国府学童保育クラブの運営に関する要望について、平成 26 年 6 月には、国府学童保育クラブ運営団体選考に関する要望を教育長宛てに提出いただいておりますので、その都度話し合いを持って進めてきました。また、同じ 6 月に国府学童保育クラブの法人委託ガイドラインを策定し、保護者会へお示しした中で調整を進めております。こちらのガイドラインにつきましては、以前のご説明の中でお示したとおり、ガイドラインの目的を始め、11 項目の内容について定めております。3 点目の運営事業者の募集にあたってについては、今年度の 9 月議会で制定した大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、現在の学童保育の運営を継承し、サービスの質を確保することとし、それを選考するために公募を行い、プロポーザル方式を導入いたします。4 点目の委託業務の内容等につきましては、基本的には現在の学童保育の状況を引き継いでいただくのが最低限の業務内容と考えております。また、履行期間は、平成 27 年 4 月からの 3 年間とし、その 3 年間の委託料を担保する目的で、この 12 月補正で 3 年間の債務負担行為を設定していきます。委託料については、現在の委託料と同様に、県の補助基準相当額を考えております。次に 2 ページ目をご覧ください。5 点目の運営事業者選定までの流れといたしましては、この 12 月の議会で 3 年間の債務負担行為を組む補正を行いますので、それ以降に事業者の募集を行います。約 1 か月間の募集の後に、平成 27 年 1 月中旬に一次審査、書類選考を担当課で行います。次に選考委員会を設置し、二次審査、プレゼンテーションを実施します。選考委員会については、

7 点目に選考委員会のメンバー案のとおり考えております。平成 27 年の 1 月末には選考結果を町長へ報告し、町の政策会議で決定していきたいと考えております。なお、議会及び教育委員会へのその後の報告となります。現在、募集要項や選考基準などの最終的な調整を行っておりますので、12 月の補正予算が可決されましたら、早々に進めていきたいと考えております。報告事項第 2 号 国府学童保育クラブの法人委託については、以上となります。

質疑応答)

中野委員) 現在、学童保育クラブを利用している学童の人数と、月額利用料を教えてください。

子育て支援課長) 細かい数字を持っていないのですが、60 名程度です。

中野委員) 業務委託した後の利用料というのは、どのくらいになりますか。

子育て支援課長) 利用料につきましては、できるだけ変更がないようにと考えておりますが、学年等によって若干違いがございます。1 万円を少し超える程度だと思います。

中野委員) 例えば、2 人いれば倍額ということですか。

子育て支援課長) そこにつきましては、保育園の保育料と同じ考え方で、第 2 子、第 3 子につきましては、減免の規定を設けています。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。

委員長) 選定していく中で、2 ページの 4 つ目のところ、選定手順の中の、経営状態や企画提案に対する評価を項目ごとに採点します。とありますが、経営状態というのはどういう観点から見ていくのですか。

子育て支援課長) 基本的には、法人が安定した経営が可能かどうかを確認させていただく意味で、収支等の内容についての書面を提出していただくような形になります。

委員長) わかりました。この学童クラブについては、子ども・子育てのニーズ調査の中でも非常に期待が大きい、必要とされている部分だと思いますので、質や内容の維持、それからもっとよく知るといっても、法人委託というのはここ数年ずっと話が進んできた内容ですけれども、確実に進めていただきたいと思います。

子育て支援課長) それにつきましては、今回の内容についても、また、本日、保護者会のほうにご説明した中で、ご理解いただいた上で進めていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項第 3 号 町立幼稚園の応募状況について

子育て支援課長) 平成 27 年度の入園願書につきましては、この 11 月 4 日火曜日から受付を開始しております。本日の資料は、11 月 12 日現在のものとなっておりますので、ご了承願います。まず、大磯幼稚園ですが、全体で 46 名の願書を受け付けしております。そのうち年中組が 4 名で、年少組が 42 名となって

おります。昨年の当初の願書受付数と比べますと、年少組は 46 名でしたので 4 名の減で 9 割程度の申込みとなっております。また、クラス数は、今年度は 3 クラスで運営しておりますが、次年度、現状では 2 クラスの予定であります。次に、国府幼稚園ですが、全体で 19 名を受け付けております。そのうち年中組が 1 名、年少組が 18 名となっております。昨年、年少組は 23 名でしたので 5 名の減で 8 割程度の申込みとなっております。クラス数については、今年度と同様に 1 クラスとなります。次に、たかとり幼稚園につきましては、全体で 40 名の受付で、そのうち年中組が 4 名、年少が 36 名となっております。年少組は、昨年は 44 名でしたので、8 名の減で、こちらも 8 割程度となっております。現状ですと、今年度に引き続き 2 クラスの予定です。町立幼稚園全体では、年少組が 96 名、年中組が 9 名、年長は申込みが無く、合計で 105 名の願書を受け付けてしております。昨年は、年少が 113 名で、年中が 6 名、年長は無なので合計 119 名ですので、14 名の減で 9 割程度の願書を受け付けてしております。なお、参考までに私立こいそ幼稚園は、全体で 34 名、年中組が 3 名の年少組が 31 名、年中 2 名、年少 11 名の計 13 名の受付と報告を受けております。

質疑応答)

委員長) 少子化と言われていますが、ここでもそのような兆候が見えますね。大磯幼稚園の年長さんが増えているということで、当初 2 クラススタートということで、人数がもし増えてくる場合が出てきたら、1 クラス増やしていくというような可能性もあるということですか。

子育て支援課長) そうですね。大磯幼稚園では、現在 42 名なので、この後 4 月までに数名は入園があると思いますが、年少の基準としては、50 名を超えるとクラス分けとなりますので、そこまでは、少し厳しいかと考えております。

濱名委員) 1 クラスが 30 名近くで、1 人の先生が見るのですか。

子育て支援課長) 年少だけ違いまして、年中・年長については 35 名が 1 クラスの基準となっております。

濱名委員) 幼稚園も 1 人の先生が。

子育て支援課長) はい、1 人の先生です。ただ、年少のクラスにつきましては、25 名が基準でやっていますが、年少は各クラスごとに支援員さんを必ず 1 名つけておりますので、担任プラス支援員という形で年少クラスはやっております。

報告事項第 4 号 大磯町合併 60 周年記念事業いそっこフェスティバルの結果について

子育て支援課長) それでは、大磯町合併 60 周年記念事業いそっこフェスティバルの結果について、ご報告いたします。資料 1 ページをご覧ください。平成 26 年

10月18日に開催いたしました、いそっこフェスティバルについては、合併60周年の記念事業といたしまして、町内すべての幼稚園・保育園に通っている年長児を一堂に会し、地域や幼稚園・保育園の枠組みを越えて、交流を深めることを目的に開催しました。実施の方法につきましては、主催は教育委員会となっておりますが私立・公立の各幼稚園・保育園から選出された代表者による運営委員会を設置し、事前の準備から当日の運営までを行っていただきました。運営委員会は、今年度の4月に設置いたしました。町立の幼稚園・保育園では、前年度より事前に検討を進めてきたものです。当日は、9時30分より開会式、ラジオ体操と進め、各園からの出し物となりました。各園の出し物について、資料に記載のとおりとなっております。また各園から参加した総勢207名の園児による出し物を終えた後に、記念品贈呈、歌、閉会式と、滞りなく進めることができました。当日は、207名の園児の他に保護者の方や町長を始め教育委員の皆さまにもご臨席頂き、誠にありがとうございました。ご来賓といたしまして、15名の方にご臨席いただきました。次に記念品についてですが、記念品の1点目の合併60周年のチラシにつきましては、生涯学習課にご協力をいただき作成したもので、2点目のクリアファイルと共に、全ての在園児へ配布させていただきました。2点目から4点目のクリアファイル及びノート、定規については、町の観光キャラクターのいそべえのイラストを用いたオリジナルの物を作成させていただきました。また、5点目のしゃもじ及び箸等については、曾田委員にご尽力いただきご用意していただいた物になります。園児への記念品にご協力いただいたことを、運営委員会に変わり、この場お借りしてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。機会がありましたら、またよろしくおお願いいたします。最後に資料への記載はありませんが本イベントの収支につきましては、記念品や準備用品等の消耗品代と、パンフレットの印刷代、及び大磯地区の園児を送迎用するためのバス代等で約29万円を支出しております。なお、資料の2ページには開催の翌週にタウンニュースへ掲載された記事を添付してあります。また、資料の3ページ及び4ページについては、当日の様子として参考に写真を添付してありますので、ご覧いただければと思います。報告事項第4号 大磯町合併60周年記念事業いそっこフェスティバルの結果については、以上となります。

質疑応答)

中野委員) 感想です。後半から最後まで見させていただきました。子どもの体力が低下している話を聞いていますが、子ども達の様子を見ると、難しい組体操に取り組んだり、旗をずっと振り続けたりしている子どももいました。とても体力があるなと感じました。それぞれ、園で創意工夫した演目になっ

ていて、先生方の苦勞もうかがえて良かったと思います。

その他

教育部長) 次回の定例会は12月18日木曜日午前9時から本庁舎4階第1会議室にて行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成26年12月18日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____